

2 第六次滋賀県廃棄物処理計画の目標について（案）

3

4 1 廃棄物の減量に係る目標

- (1) 一般廃棄物（ごみ）
 ア 1人1日当たりごみの排出量
 イ 1人1日当たりごみの最終処分量
- (2) 産業廃棄物
 ア 産業廃棄物の最終処分量
 イ 廃プラスチック類の再生利用率【新】

5

6

7 (1) 一般廃棄物（ごみ）

8 ア 1人1日当たりごみの排出量

目標項目	実績値				将来予測値	目標値
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)		
1人1日当たりごみの排出量 g	809	789	761	(集計中)	760※	711※

9 ※現時点で令和6年度（2024年度）の実績値が確定していない市町については、令和5年度（2023年度）の実績
 10 値を基に算出した。このため、値は暫定値となる。今後、令和6年度（2024年度）の実績値が確定次第、値を
 11 更新する予定。

12

13 (ア) 定義

- 14 ●一般廃棄物処理実態調査（環境省）における1人1日当たりごみの排出量。

15

16 (イ) 考え方

- 17 ●各市町による取組に加えて、本県によるサーキュラーエコノミー推進事業（リペアチャレンジ）
 18 やその他啓発を主とした取組などにより総排出量を減少させる。
- 19 ●県民1人1人の日々の取組結果に重点を当てたものとするため、今後の人口減少による影響を
 20 受ける「総量」ではなく、「1人1日当たり」とした。
- 21 ●三次、四次、五次計画でも設定している目標項目である。
- 22 ●将来予測値は各市町の1人1日当たりごみの排出量が各市町の直近年度の実績値で一定に推
 23 移すると仮定して設定した。
- 24 ●目標値は直近年度の1人1日当たりごみの排出量の実績値と各市町から提出された令和12年
 25 度（2030年度）の1人1日当たりごみの排出量の目標値を比較して、各市町の1人1日当たり
 26 ごみの排出量の目標値を求めた。その後、各市町の1人1日当たりごみの排出量の目標値に各
 27 市町の令和12年度（2030年度）の人口推計値を乗じて、各市町の目標総排出量を求め、県全

域での令和 12 年度（2030 年度）の人口推計値を用いて、1 人 1 日当たりのごみの排出量を求めた。

- 目標値は令和 5 年度（2023 年度）実績比で 6.6% 減、将来予測値比で 6.4% 減となる。

イ 1 人 1 日当たりごみの最終処分量

目標項目	実績値					将来 予測値	目標値
	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 12 (2030)		
1 人 1 日当たり ごみの最終処分 量	g	81	78	75	(集計中)	75*	70*

※現時点で令和 6 年度（2024 年度）の実績値が確定していない市町については、令和 5 年度（2023 年度）の実績値を基に算出した。このため、値は暫定値となる。今後、令和 6 年度（2024 年度）の実績値が確定次第、値を更新する予定。

（ア） 定義

- 一般廃棄物処理実態調査（環境省）における 1 人 1 日当たりごみの最終処分量。

（イ） 考え方

- 各市町による取組に加えて、本県によるサーキュラーエコノミー推進事業（リペアチャレンジ）やその他啓発を主とした取組などにより最終処分量を減少させる。
- 県民 1 人 1 人の日々の取組結果に重点を当てたものとするため、今後の人口減少による影響を受ける「総量」ではなく、「1 人 1 日当たり」とした。
- 三次、四次、五次計画でも設定している目標項目である。
- 将来予測値は各市町の 1 人 1 日当たりごみの排出量と、総排出量に対する最終処分量の割合が直近年度の実績値で一定に推移すると仮定して設定した。
- 目標値は各市町の目標総排出量に直近年度の実績値における総排出量に対する最終処分量の割合を乗じて、各市町の最終処分量を求めた。その後、県全域の最終処分量を求め、県全域での令和 12 年度（2030 年度）の人口推計値を用いて、1 人 1 日当たりの最終処分量を求めた。
- 目標値は令和 5 年度（2023 年度）実績比で 6.7% 減、将来予測値比で 6.7% 減となる。

1 <参考指標>

2 本県におけるごみの資源循環の状況を毎年度把握するために、参考指標を設ける。以下に、参考
3 指標の将来予測値と目標達成時の将来値を示す。

項目	実績値		将来 予測値	目標達成時 の 将来値
	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 12 (2030)	R 12 (2030)
ごみの総排出量	万 t	39.3	(集計中)	35.9
ごみの総資源化量	万 t	6.2	(集計中)	5.6
ごみの再生利用率	%	15.7	(集計中)	15.6
ごみの最終処分量	万 t	3.9	(集計中)	3.5

4 ※総資源化量および再生利用率には店頭回収等の民間ルートによる回収は含みません。

5

6 (2) 産業廃棄物

7 ア 産業廃棄物の最終処分量

目標項目	実績値				将来 予測値	目標値
	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 12 (2030)	R 12 (2030)
産業廃棄物の最 終処分量	万 t	10.9	10.1	10.9	(集計中)	12.1*

8 ※現時点の最新データである令和5年度（2023年度）の実績値を基に算出した。このため、値は暫定値となる。今
9 後、令和6年度（2024年度）の実績値が確定次第、値を更新する予定。

10 (ア) 定義

- 11 ● 産業廃棄物処理実績報告データ整備・構造解析調査（滋賀県）における産業廃棄物の最終処分
12 量。

13 (イ) 考え方

- 14 ● サーキュラーエコノミーへ移行することは、最終処分量がゼロに近づいていくことである。滋
15 賀県産業廃棄物3R・循環経済促進事業をはじめとする各取組により、再生利用率を向上させ、
16 最終処分量を減少させる。これら各取組の成果を確認し、サーキュラーエコノミーへの移行の
17 進捗状況を確認するために設定した。
- 18 ● 排出量は景気動向に左右されるため、目標項目に設定していない。
- 19 ● 三次、四次、五次計画でも設定している項目である。
- 20 ● 将来予測値は業種ごと（建設業、製造業、電気・水道業、医療・福祉、その他）に定められた
21 活動量指標の過去10年間の実績値を基に、業種別に産業廃棄物の排出量を推計した。建設業
22 の排出量については、廃太陽光パネルが増加すると見込まれることから、令和12年度（2030
23 年度）の廃太陽光パネルの廃棄量の予測値（2,312t）により補正を行った。求めた排出量に対
24 し、廃棄物の種類ごとの令和5年度（2023年度）の最終処分率を用いて最終処分量を求めた。
25

- 再生利用率を将来予測値から、廃プラスチック類については3%、その他の廃棄物（すでに再生利用率が100%に近いがれき類と動物のふん尿を除く）については1%上昇させた時の将来予測値である10.3万tを目標値とした。

<参考指標>

本県における産業廃棄物の資源循環の状況を毎年度把握するために、参考指標を設ける。以下に、参考指標の将来予測値と目標達成時の将来値を示す。

項目	実績値		将来 予測値	目標達成時の 将来値
	R5 (2023)	R6 (2024)		
産業廃棄物の総排出量	万t	413	(集計中)	446
産業廃棄物の発生量	万t	231	(集計中)	259
産業廃棄物の再生利用量	万t	198	(集計中)	224
産業廃棄物の再生利用率	%	48	(集計中)	50
				51

※発生量：総排出量のうち、汚泥については排出事業所内での脱水した後の量としたもの

イ 廃プラスチック類の再生利用率【新】

目標項目	実績値				将来 予測値	目標値
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)		
廃プラスチック 類の再生利用率 【新】	%	74	74	77	(集計中)	77※
						80※

※現時点の最新データである令和5年度（2023年度）の実績値を基に算出した。このため、値は暫定値となる。今後、令和6年度（2024年度）の実績値が確定次第、値を更新する予定。

（ア）定義

- 産業廃棄物処理実績報告データ整備・構造解析調査（滋賀県）における廃プラスチック類の再生利用率。

（イ）考え方

- 廃棄物の種類別の状況（令和5年度（2023年度））を見ると、最終処分量の19.3%を占める廃プラスチック類の再生利用率が77%と他の主要な廃棄物と比較して低い値となっており、廃プラスチック類の再生利用率の向上が課題である。
- 滋賀県産業廃棄物3R・循環経済促進事業をはじめとする各取組により、廃プラスチック類の再生利用率を向上させる。各取組の成果を確認し、廃プラスチック類の資源循環の進捗状況を確認するために設定した。
- 将来予測値は令和5年度（2023年度）実績値である77%と同じとした（過去10年間、再生利用率は73～78%で推移）。

- 目標値は更なる再生利用率の上昇を目指して、令和5年度（2023年度）実績値である77%から3%増加の80%を目標値とした（全国の廃プラスチック類の再生利用率は75%（令和5年度（2023年度））。

<参考指標>

本県における産業廃棄物中の廃プラスチック類の資源循環の状況を毎年度把握するために、参考指標を設ける。以下に、参考指標の将来予測値と目標達成時の将来値を示す。

項目	実績値		将来 予測値	目標達成時の 将来値
	R5 (2023)	R6 (2024)	R12 (2030)	R12 (2030)
廃プラスチック類の 総排出量	万t	14.9	(集計中)	16.2
廃プラスチック類の 再生利用量	万t	11.4	(集計中)	12.4
廃プラスチック類の 最終処分量	万t	2.1	(集計中)	2.3

2 取組に係る目標

- (1) サーキュラーエコノミーの推進に関する目標
ア サーキュラーエコノミーの認知度【新】
イ 県内のマイボトル使用可能なスポット数
- (2) 廃棄物の適正処理の徹底に関する目標
ア 「環境美化の日」を基準とした環境美化運動参加者数
イ 廃棄物処理施設や産廃処分業者への立入検査実施率
ウ 産業廃棄物不法投棄等の発生年度内解決率
- (3) 災害廃棄物の円滑な処理体制の構築に関する目標
ア 災害廃棄物処理に係る訓練により対応力が高まったと回答した参加者の割合【新】

(1) サーキュラーエコノミーの推進に関する目標

ア 「サーキュラーエコノミー」の認知度【新】

目標項目	%	実績値				目標値
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
「サーキュラーエコノミー」の認知度	%	—	—	—	—	50

(ア) 定義

- 県民 Web アンケート（対象者約 2,000 人）において、設問「あなたはサーキュラーエコノミーを知っていますか。」に対して、「よく知っている」、「ある程度知っている」と回答した人の割合。

(イ) 考え方

- 「サーキュラーエコノミー」という単語は、近年、国などにおいて使われるようになってきた単語である。サーキュラーエコノミーという単語を知らない人も、従来からの 3R の取組などを実践することはサーキュラーエコノミーへの移行につながるもの、サーキュラーエコノミーの認知度を上げることは、県民が向かう方向性を明確にでき、実践を促す手助けとなると考えられる。また、「サーキュラーエコノミーを実践していますか。」という設問にした場合、実践しているかどうかの判断基準が個人によって異なることも考慮した。

- 令和 7 年度（2025 年度）の県政世論調査（対象者約 4,000 人）において、設問「あなたはサーキュラーエコノミーについて知っていますか。」に対して、「言葉も意味もよく知っており、人に説明できる」、「言葉を知っていて、意味もある程度知っている」、「言葉は聞いたことがあるが、意味はよく知らない」と回答した人の割合は 34.1% であった。このことから、令和 12 年度（2025 年度）においては、認知度を半数以上である 50% に上げることとした。

- 六次計画から新たに設定する目標項目である。

1 イ 県内のマイボトル使用可能なスポット数

目標項目	実績値				目標値	
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)		
県内のマイボトル使用可能なスポット数	箇所	56	97	112	120	150

2 (ア) 定義

- 県内で有料無料問わず、マイボトルへの飲料水やコーヒーなどを提供する店舗や場所の数。関西広域連合の「マイボトルスポット MAP」事業における、県内に掲載されているスポット数。

7 (イ) 考え方

- マイボトル使用可能なスポットの情報を収集し、それらを見える化することで、マイボトルの利用を進め、ペットボトルや使い捨てカップなどの利用を抑制する。
- 年間5スポットの増加を見込む。したがって、5年間×5スポット=25スポット程度の増加による150スポットを目標とする。
- 五次計画でも設定している目標項目である。

14 (2) 廃棄物の適正処理の徹底に関する目標

15 ア 「環境美化の日」を基準とした環境美化運動参加者数

目標項目	実績値				目標値	
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)		
「環境美化の日」を基準とした環境美化運動参加者数	人	172,321	194,802	197,019	162,387	180,000

16 (ア) 定義

- 滋賀県ごみの散乱防止に関する条例（平成4年（1992年）滋賀県条例第20号）で定める「環境美化の日」（5月30日、7月1日、12月1日）を基準日とした環境美化運動の参加者数。

21 (イ) 考え方

- 参加者数はコロナ禍を機に減少したことから、参加者数の回復とごみのない滋賀を県民とともに作っていくという思いを込めて設定した。
- 人口減少や高齢化による参加可能な人数の減少を考慮して、過去4年間の県内人口に対する平均参加率13%と同じ年間18万人を目標とする。
- 五次計画でも設定している目標項目である。

1 イ 廃棄物処理施設や産廃処分業者への立入検査実施率

目標項目	実績値				目標値 R12 (2030)
	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	
廃棄物処理施設 や産廃処分業者 への立入検査実 施率	%	88.2	99.8	100	97.1 100 (計画期間中)

2 (ア) 定義

- 県内の廃棄物処理施設や産廃処分業者に対して、各年度内に立入検査を実施した割合（大津市除く）。

3 (イ) 考え方

- 廃棄物処理施設や産廃処分業者による廃棄物の適正な処理を進めるため、原則、全ての処理施設・処分業者へ対して、毎年度立入検査を行っている。全数立入検査の結果、毎年度、8割程度において指導事項（軽微なものも含む）があるため、立入検査の意義は大きいと考えられる。
- 五次計画の目標値である100%を維持することを目標とした。
- 三次、四次、五次計画でも設定している目標項目である。

4 ウ 産業廃棄物不法投棄等の発生年度内解決率

目標項目	実績値				目標値 R12 (2030)
	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	
産業廃棄物不法 投棄等の発生年 度内解決率	%	79.6	88.9	71.7	69.8 85以上 (計画期間中※)

5 ※新規発生件数が40件未満の年は努力目標とする。

6 (ア) 定義

- 産業廃棄物の不法投棄等（野外焼却、埋立処分等、保管等）の発生年度内解決率（大津市除く）。

7 (イ) 考え方

- 監視を高度化することにより、五次計画の目標値である85%を維持することを目標とした。
- ここ数年の新規発生事案については、減少傾向となっている。今後も啓発活動として産業廃棄物排出事業者への講習会やチラシの作成、路上検問等による未然防止の取組を行う。これら啓発活動等により比較的解決しやすい事案が減少している一方、早期の解決が困難であることが多い案件数は下げ止まりとなっている。今後も引き続き未然防止を進める中での評価として年度内新規発生件数が40件未満の年は努力目標の扱いとする。
- 三次、四次、五次計画でも設定している目標項目である。

1 (3) 災害廃棄物の円滑な処理体制の構築に関する目標

2 ア 災害廃棄物処理に係る訓練により対応力が高まったと回答した参加者の割合【新】

目標項目	%	実績値				目標値
		R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	
災害廃棄物処理に係る訓練により対応力が高まったと回答した参加者の割合	%	—	—	—	—	90 以上 (計画期間中)

3 (ア) 定義

- 4
- 5 ● 台風、大雨などの気象災害や、地震などの大規模災害において発生する災害廃棄物の処理につ
6 いて、重要な初動対応の一つである仮置場の設置や廃棄物の搬入、搬出までの流れを想定した
7 訓練等を毎年度行う予定である。その訓練への参加者（県内市町と一部事務組合の職員）に対
8 するアンケート結果において、「対応力が高まった」と回答した参加者の割合。

9 (イ) 考え方

- 10
- 11 ● 訓練を恒常的に実施し、県内市町の職員等の災害廃棄物処理の対応力を高めるために設定した。
- 12 ● 五次計画で目標としていた「市町災害廃棄物処理計画の策定率」は 100%となつたため、これ
13 に代わるものとして、六次計画から新たに設定する目標項目である。

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

1 ~補足~~~~~

2 1 廃棄物の減量に係る目標

3 (1) 1人1日当たりごみの排出量

4 ア 目標値

- 5 ● 目標値は生活系および事業系ごとに原則として各市町から提出された令和12年度（2030年度）目
6 標値を採用し、途中年度は実績年度との直線補間により算出することを基本とした。ただし、市町
7 から提出された目標値と実績値に乖離が見られる（実績値が既に目標値より低い）場合等には、主
8 に以下の2ケースにより目標値を算出した。

9 ▶ケース1：直近年度の実績値を目標値とする（ごみ減量が十分進んでおり、滋賀県平均より低
10 い水準の場合等）

11 ▶ケース2：市町提出目標値の計画期間における削減率を直近年度実績値に考慮して目標値を決
12 定する

13 上記の方法により求めた各市町の目標値に各市町の令和12年度（2030年度）の人口推計値を
14 乗じたものを、各市町の目標総ごみ排出量とした。求めた各市町の目標総ごみ排出量の合計によ
15 り県全域での目標総ごみ排出量を算出し、そこから令和12年度（2030年度）の県全域の人口推
16 計値と年間日数を除したものを、1人1日当たりのごみの排出量目標値とした。

- 17 ● 国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基
18 本的な方針」（以下「国的基本方針」という。）では、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（生活系
19 ごみから資源ごみを除いたごみの量）が目標項目として設定されている。その目標値は令和12年度
20 （2030年度）において約478gとされている。一方、本県における1人1日当たりの家庭系ごみ排
21 出量（令和5年度（2024年度））は471gであり、既に国の目標を達成できている。

23 (2) 産業廃棄物の最終処分量

24 ア 将来予測値

- 25 ● 業種ごと（建設業、製造業、電気・水道業、医療・福祉、その他）に既存の経済活動に関する既存
26 の統計データから選定した活動量指標の過去10年間の実績値を基に、令和12年度（2030年度）に
27 おける活動量指標を業種ごとに予測した。予測に当たっては、温室効果ガス排出量の予測に当たり
28 将來の経済活動量を予測する方法として環境省が示す一般的な方法を用いた。

- 29 ● 今後とも大きな技術革新及び法律上の産業廃棄物分類の変更がなく、産業廃棄物の排出状況等と建
30 設業を除く業種ごとの活動量指標との関係が現時点から変わらないものと仮定して、業種別に産業
31 廃棄物の排出量を推計した。建設業の排出量については、廃太陽光パネルが増加すると見込まれ
32 ことから、令和12年度（2030年度）の廃太陽光パネルの廃棄量の予測値（2,312t）により補正を
33 行った。

- 34 ● この結果、令和12年度（2030年度）における排出量の予測値は令和5年度（2023年度）実績値と
35 比較して8.2%増加となった。この内訳は、建設業で19.1%、製造業で14.0%増加となっている。
36 その要因として、本県では建設業と製造業の活動量指標が増加傾向にあり、また建設業において廃
37 太陽光パネルが増加すると見込まれることが考えられた。一方、電気・水道業は人口減少により
38 6.1%減少となった。

- 39 ● 求めた排出量に対し、廃棄物の種類ごとの令和5年度（2023年度）の最終処分率を用いて最終処分
40 量を求めた。

1
2 イ 目標値

- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 国の基本方針では、総排出量は令和 12 年度（2030 年度）までに令和 4 年度（2022 年度）比約 1 %
増加に抑制、最終処分量は令和 12 年度（2030 年度）までに令和 4 年度（2022 年度）比 10 % 削減と
掲げられている。総排出量は近年減少傾向にあることに加えて、石炭火力発電の減少に伴う燃え殻
等の減少、動物のふん尿の増加および太陽光パネルの廃棄量増加に伴う金属等の増加を見込んで設
定されている。また、最終処分量は近年減少傾向にあることに加えて、石炭火力発電の減少等によ
る燃え殻等の減少を考慮しつつ、廃プラスチック等の更なる循環利用率の上昇に重点的に取り組む
ことで更なる進捗を見込んで設定されている。
 - 本県の総排出量および最終処分量は近年増加傾向にある。本県では、建設業と製造業の経済活動が
活発化しているためと考えられる。また、本県では石炭火力発電はないため、石炭火力発電の減少
に伴う総排出量および最終処分量の減少は見込めない。本県では全国と状況が異なることから、再
生利用率を令和 5 年度（2023 年）実績値から 2 % 上昇させた時の将来予測値である 9.8 万 t を目標
値とした。

15
16 2 取組に係る目標

17 <五次計画の目標項目から削除した項目>

18 (1) マイバッグ持参率（レジ袋辞退率）

19 過去 10 年間、レジ袋辞退率は 9 割程度で推移しており、レジ袋辞退は根付いており、レジ袋を購入し
20 ている人は必要とする理由がある場合に限られている状況であると推測される。これ以上の削減は現実的
21 でないと判断したことから、本目標項目を削除した。

22
23 (2) 優良産廃処理業者認定数

24 本認定制度は国による制度である。情報公開の透明性をはじめとした審査項目により審査、認定するも
25 ので、許可証等を活用した PR や環境配慮契約法に基づく国等の産業廃棄物の処理に係る契約での有利な
26 取扱い等のメリットがあるとされている。一方で、規模が大きくない事業者にとって、認定取得のため
27 の費用・労力がメリットを上回っているとの声もあると聞いている。このため、県は主に本制度の周知を行
28 うこととし、申請は各事業者の判断によるとすることから、本目標項目を削除した。

29
30 (3) 市町災害廃棄物処理計画の策定率

31 市町災害廃棄物処理計画の策定率は令和 6 年度（2024 年度）末時点で 100 % となったことから、本目標
32 項目を削除した。

33 ~~~~~